

平成17年11月16日

社会保障審議会 介護報酬分科会  
「既存サービスを中心とする報酬・基準の見直し」に関する意見書

日本福祉用具・生活支援用具協会  
(JASPA)

日本福祉用具・生活支援用具協会の概要

1. 目的

日本福祉用具・生活支援用具協会は、利用者にとって真に役に立つ福祉用具・生活支援用具の供給にあたっては、安全性等のハード面と選定・適合性・使い方・利用環境の整備等のソフト面との両面の向上を図る活動が必要であり、製造だけでなく流通を含めた総合的な視野に立つことが重要であるという認識のもとに、1996年に設立された日本健康福祉用具工業会と全国福祉用具製造事業者協議会が発展的解消をして、新たに2003年4月に設立された団体です。

今後、ますます少子高齢化が進行していくに伴い、介護をする場合にも若年労働力の不足と共に労働力の低下した老々介護が増加する状況が予想されています。こうした状況を打開するためにも、今後は、人手による介護だけではなく、福祉用具の力を借りて人の力を補完することにより、自立した生活を確立し、生活の質の向上を図るための道具として福祉用具・生活支援用具への期待がますます高まっていくものと考え、その発展・普及に努めています。

2. 組織構成

福祉用具・生活支援用具の製造を中心に流通及びその他関連する事業者により構成され、現在、正会員125社、個人会員37名、賛助会員7社、特別会員10社となっています。

3. 活動内容

福祉用具・生活支援用具に関し、主としてつぎに掲げる活動を行っています。

- ・ 福祉用具の機能性・安全性・適合性等の質の向上とその評価及びJIS、ISO審議団体としての標準化
- ・ 利用環境の整備及びリサイクル・廃棄等の環境対策
- ・ 開発に係るモニタリング・販路開拓等の相談
- ・ リスクマネジメント・知的財産権に関する事業
- ・ 統計の整備、調査・研究
- ・ 情報の収集・提供と普及・啓発・研修
- ・ 産学官の交流・連携及び国際交流
- ・ 制度・政策への提言

## 意見

### 1. 効率的かつ適正なサービスの提供について

- (1) 8月30日付の「社会保障審議会介護給付費分科会介護予防ワーキングチーム中間報告」以後、福祉用具選定の判断基準について

現行の判断基準において使用が想定しづらいとした福祉用具については、原則として保険給付の対象としないこととし、例外的に保険給付の対象とする場合には、個別のケアマネジメントを経た上で、必要と認められるものについて、保険給付の対象とする。

という考え方が示されましたが、この考え方は、制度の効率化を図る一方で、利用者にとって必ずしも適正なサービスとはならないものと考えますので、「原則として保険給付の対象としないこととする」ことには反対します。

#### (理由)

この判断基準は、福祉用具の使用目的から状態像を設定し、その状態像を要介護度に当てはめるというロジックで構成されています。しかしながら、福祉用具は本来、利用者の身体状況及び生活環境等を考慮して選定・利用されるもので、要介護度のみで福祉用具を選定することにはそもそも限界があり、選定の目安程度の活用が限界と考えます。従って、現在の判断基準は、「目安と位置づけ一律に給付を抑制するものでない」との主旨が付記されております。

しかしながら、現実には、福祉用具選定の現場では「使用が想定しにくい要介護度」のみで判断されるため、必要な身体状況に合わせた判断がなされない結果となり、福祉用具を効果的に利用することができなくなっています。

#### (参考資料1ご参照)

更に、身体的なADLのみでなく生活環境、介助力等も含めた総合的なADLの向上のためには、個別のケアマネジメントに委ねることが重要と考えます。

- (2) この判断基準には、「使用が想定しにくい場合には個別のケアマネジメントを経た上で必要と認められるものについて、保険給付の対象とする」と示されていますが、これは、利用者には分かりにくい仕組みであることから、「保険給付の対象とする」ケースを具体的な表現をもって示されるよう要望いたします。

## 2. サービスの質の向上と専門性の確保について

(1) 福祉用具は、適正に使用することで自立した生活の維持・継続や人的サービスの代替効果などが期待されるものです。そのためには福祉用具の選定が重要で、選定に関わる職種である保健士、看護師、介護福祉士、社会福祉士、OT、PT、STなどの職種の方々に福祉用具の知識が身につくようにするシステムが必要になると考えます。具体的な方策としては、これらの専門職の教育カリキュラムに福祉用具を相当時間盛り込んでいただくことを要望いたします。

また、これからの時代を担う世代には、福祉用具を基礎知識として位置づけることが基盤整備として必要であると考えます。

(2) 当業界としては、福祉用具はハードそのものが持つ特性を適正にフィッティングすることにより、利用者にとって適正なサービスが提供できるものと考え、メーカーや流通それぞれがケアマネジャー、貸与事業者等への製品説明会を随時実施し、製品の理解の促進に取り組んでいるところです。

今後ともフィッティング技術のスキルアップ等に業界を挙げて引き続き取り組んでまいりますので、福祉用具の利用を制限するという考え方ではなく、むしろ専門的な知識を活用した利用者の自立した生活を実現できるよう適正な利用環境の構築を図るよう要望します。

(3) 近年は、利用者や利用者の家族も介護についての意識向上から、利用者自身で福祉用具を探すケースも増えており、業界としても「福祉用具の日」を制定し福祉用具の普及に努めているところです。

しかしながら、福祉用具の大型展示場は閉鎖されるケースもあり、利用者へ福祉用具情報が十分伝達されていないのが実態であると考えます。民間業者も自身のショールーム等を利用した情報伝達を実施していますが、それには限界があります。

今後は、官民が連携した利用者への福祉用具情報伝達の仕組みを検討していただくことを要望いたします。

(4) 福祉用具の適正利用に資するために厚生労働省が開発した(財)テクノエイド協会の「介護保険対象福祉用具等詳細情報」のデータベースにおいて、現在、掲載されている「要支援」での利用事例は、「歩行器、入浴用いす、手すり、多点杖などの用具」に限定されています。

利用者の視点に立った情報を提供するためには、軽度、重度を問わず「セラピスト等の専門家の関与が必要」という議論がされている現状を考えると、より多くの例外的な使用を含めた利用事例を掲載していただくよう要望します。

また、福祉用具の適正利用のためのデータベースとして活用されるためには、掲載内容の「随時」の更新・見直しを要望いたします。

### 3. 利用者の特性に応じたサービスの評価について

要支援状態から要介護状態へ移るきっかけとしては、住宅内での転倒骨折による入院などが原因として考えられ、住宅内での転倒防止策を講ずることも介護予防に対し効果が高いと考えます。即ち、「要支援」の状態から、必要最低限の手すりを設置することにより、住宅内での転倒骨折を予防することができ、トータル的な介護予防にもつながると考えますので、介護予防として最低限の住宅改修を給付対象に位置づけていただくよう要望いたします。

介護保険制度については、官民一体となって適正な運用環境の構築を図ることで、サービスの質の向上と専門性の確保が図られることになり、利用者の特性に応じた効率的かつ適正なサービスの提供が図られると確信いたします。福祉用具業界は利用者の視点に立脚した、使いやすくかつ自立に資する製品の開発に日々注力していますので、新たに開発された製品がスムーズに利用者の活用につながる事が阻害されるような制度にならないよう要望いたします。

以上

介護保険における福祉用具の選定の判断基準について

この判断基準では、例えば特殊寝台を例としますと、以下のように示されています。

使用が想定しにくい状態像 <input type="checkbox"/> 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる 使用が想定しにくい要介護度 <input type="checkbox"/> 要支援 特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりの動作が可能な場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。
---

一方、平成 15 年 2 月全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料では、「要支援」、「要介護 1」を項目（「状態像」）別に下表のように整理されています。

項目	選択肢	要支援	要介護 1
起き上がり	つかまらないでできる	42%	25%
	何かにつかまればできる	57%	74%
	できない	0%	1%
立ち上がり	つかまらないでできる	17%	9%
	何かにつかまればできる	83%	91%
	できない	0%	0%
寝返り	つかまらないでできる	83%	62%
	何かにつかまればできる	16%	37%
	できない	0%	1%

（平成 15 年 2 月全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料をもとに作成）

上表にあるように、「要支援」のうち「起き上がり」や「寝返り」が「つかまらないでできる」人はそれぞれ 42%、83% いますが、「立ち上がり」が「つかまらないでできる」人はわずか 17% となっています。即ち、「立ち上がり」が「何かにつかまらなとできない」人は 83% もおり、この 83% の人が該当する「要支援」において特殊寝台の使用が原則禁止になると、利用者の利便性は大きく制限されるばかりでなく、結果として福祉用具を活用した状態改善の可能性も否定することにつながると考えます。

福祉用具産業市場動向調査(2003年度)報告書(抜粋)(日本福祉用具・生活支援用具協会)

1. 2003年度 福祉用具産業の市場動向調査結果の推移

2005年7月改訂版		【表中数字は出荷額ベース】											(単位: 億円)	
分類	1993年度	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	03/02年		
福祉用具(狭義)	7,735	8,047	8,655	9,450	10,495	10,766	11,647	11,599	11,787	11,805	11,786	99.8		
領域A	7,701	8,011	8,583	9,375	10,342	10,601	11,344	11,230	11,297	11,294	11,273	99.8		
家庭用治療器	1,021	1,061	1,113	1,236	1,327	1,320	1,279	1,071	1,062	1,167	1,162	99.6		
義肢・装具(広義)	1,419	1,592	1,757	1,829	1,958	2,001	2,161	2,271	2,320	2,242	2,196	97.9		
義肢・装具(狭義)	296	312	327	343	342	339	343	347	338	345	350	101.4		
かつら	643	700	760	836	916	1,023	1,046	1,079	1,110	1,076	1,074	99.8		
義歯	480	580	670	650	700	639	772	845	872	821	772	94.0		
パーソナルケア関連	1,416	1,583	1,758	2,013	2,319	2,233	2,538	2,539	2,438	2,475	2,607	105.3		
おむつ	256	290	328	445	612	746	855	860	801	828	923	111.5		
入浴関連	103	133	187	218	208	217	242	231	215	244	268	109.8		
入浴用品	-	-	-	-	-	90	105	107	107	127	143	112.6		
福祉施設用入浴装置	-	-	-	-	-	127	137	124	108	117	125	106.8		
排泄関連	901	1,028	1,108	1,252	1,355	1,164	1,288	1,285	1,297	1,291	1,280	99.1		
ポータブルトイレ	-	-	-	-	25	26	26	25	29	34	42	123.5		
温水洗浄便座	-	-	-	1,152	1,244	1,024	1,110	1,137	1,158	1,139	1,111	97.5		
ストーマ用品	-	-	-	-	69	77	84	89	94	100	112	112.0		
その他排泄関連	-	-	-	-	17	37	68	34	16	18	15	83.3		
衣類・靴類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64	-		
衣類等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	-		
靴類等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	-		
その他	156	132	135	98	144	106	153	163	125	112	72	-		
移動機器等	304	325	380	505	594	678	1,004	997	1,104	1,104	1,086	98.4		
杖・歩行器	17	20	27	34	55	59	60	58	56	64	68	106.3		
杖	-	-	-	-	12	15	14	15	14	18	22	122.2		
歩行器・歩行車	-	-	-	-	12	13	12	12	11	14	14	100.0		
シルバーカー	-	-	-	-	31	31	34	31	31	32	32	100.0		
車いす	175	189	226	267	270	281	325	331	337	327	300	91.7		
手動車いす	-	-	-	-	193	193	229	214	211	201	190	94.5		
電動車いす	-	-	-	-	17	18	19	21	20	20	18	90.0		
電動三(四)輪車	-	-	-	-	46	49	54	72	84	84	71	84.5		
車いす用品	-	-	-	-	14	21	23	24	22	22	21	95.5		
福祉車両等	72	86	108	183	241	311	592	582	684	686	695	101.3		
乗用車(座席シフト)	-	-	2	9	17	122	181	249	285	296	311	105.1		
リフト等	40	30	19	21	28	27	27	26	27	27	23	85.2		
リフト	-	-	-	-	23	23	24	23	23	23	20	87.0		
その他	-	-	-	-	5	4	3	3	4	4	3	75.0		
家具・建物等	400	490	608	765	857	844	931	906	864	874	848	97.0		
ベッド	270	317	414	470	474	442	565	533	492	486	476	97.9		
在宅(介護)用ベッド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	244	-		
医療向けベッド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	207	-		
その他ベッド(分類不可含)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	-		
ホームエレベータ	60	70	91	130	134	120	133	131	124	115	93	80.9		
その他	70	103	103	165	249	282	233	242	248	273	279	102.2		
椅子、座位保持装置	-	-	-	-	18	24	24	29	26	31	35	112.9		
立ち上がり補助椅子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	-		
座位保持装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	-		
その他機能椅子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-		
段差解消機	-	-	-	-	48	56	57	64	63	62	58	93.5		
(斜行型)	-	-	-	-	-	9	11	14	14	9	8	88.9		
(いす式階段昇降機)	-	-	-	-	-	34	32	39	38	41	36	87.8		
(鉛直型)	-	-	-	-	7	13	14	11	11	12	14	116.7		
手すり・握りバー	-	-	-	-	78	92	95	77	93	109	115	105.5		
据置型手すり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-		
設置型手すり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	102	-		
その他	-	-	-	-	105	110	57	72	66	71	71	100.0		
コミュニケーション機器	2,697	2,497	2,489	2,538	2,826	3,050	2,900	2,921	2,998	2,900	2,809	96.9		
眼鏡等	2,521	2,305	2,293	2,293	2,534	2,730	2,568	2,568	2,637	2,530	2,418	95.6		
補聴器	156	166	173	193	209	223	245	258	252	255	273	107.1		
その他	20	26	33	52	83	97	87	95	109	115	118	102.6		
コンピュータ関連機器・ソフト	-	-	-	-	10	10	11	11	10	11	12	109.1		
警報システム	-	-	-	-	45	41	43	47	40	45	46	102.2		
その他	-	-	-	-	28	46	33	37	59	59	60	101.7		
在宅等介護関連分野・その他	414	423	428	438	441	437	488	491	482	500	529	105.8		
じよく瘡予防用具等	-	-	-	-	54	53	62	72	61	65	79	121.5		
動的じよく瘡予防マット類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	-		
静的じよく瘡予防マット類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57	-		
その他	-	-	-	-	387	384	426	419	421	435	450	103.4		
その他	30	40	50	51	20	38	43	34	29	32	36	112.5		
領域B(福祉施設用機器システム)⑤	18	22	27	30	31	41	44	77	63	64	63	98.4		
領域C(社会参加支援機器等)⑥	16	14	45	45	122	124	259	292	427	447	450	100.7		

①～⑥については、次ページの注記を参照。

## 2. 主要な福祉用具の数量【参考値】

	年度別数量(参考値)					備考
	1999	2000	2001	2002	2003	
おむつ	2,303 (百万枚)	2,317 (百万枚)	2,228 (百万枚)	2,435 (百万枚)	2,996 (百万枚)	数量は日本衛生材料工業連合会による生産枚数(大人用紙おむつ)
ポータブルトイレ	343 (千台)	309 (千台)	343 (千台)	355 (千台)	362 (千台)	(※)
歩行器・歩行車	73 (千台)	76 (千台)	96 (千台)	116 (千台)	118 (千台)	(※)
シルバーカー	299 (千台)	329 (千台)	337 (千台)	340 (千台)	350 (千台)	(※)
手動車いす	428 (千台)	406 (千台)	393 (千台)	397 (千台)	375 (千台)	(※)
電動車いす	6 (千台)	9 (千台)	7 (千台)	6 (千台)	6 (千台)	数量は電動車いす安全普及協会による出荷台数
電動三(四)輪車	24 (千台)	32 (千台)	38 (千台)	27 (千台)	25 (千台)	数量は電動車いす安全普及協会による出荷台数
福祉車両等	22 (千台)	26 (千台)	30 (千台)	33 (千台)	44 (千台)	数量は日本自動車工業会による福祉車両の販売台数
リフト (天井/床走行/入浴用等)	7 (千台)	9 (千台)	9 (千台)	9 (千台)	7 (千台)	(※)
ベッド	350 (千台)	391 (千台)	336 (千台)	343 (千台)	334 (千台)	数量は全日本ベッド工業会による療養ベッドの生産台数
ホームエレベーター	9 (千台)	10 (千台)	9 (千台)	8 (千台)	7 (千台)	数量は日本エレベーター協会による新設台数(市場規模には設置費用含まず)
いす式階段昇降機	4 (千台)	5 (千台)	5 (千台)	6 (千台)	5 (千台)	(※)
補聴器	414 (千台)	427 (千台)	420 (千台)	428 (千台)	448 (千台)	数量は日本補聴器工業会による出荷台数

注)備考欄の※印が記載されている品目は、次の式により数量を求めている。  
【数量＝市場規模÷調査結果から得られた平均単価】

## 3. 介護保険制度対象品目と市場動向の関係（出荷額ベース）

	介護保険対象品目		1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
	レンタル	購入					
杖	○		100.0	107.1	100.0	128.6	157.1
椅子、座位保持装置	△*		100.0	120.8	108.3	129.2	145.8
電動三(四)輪車	○		100.0	133.3	155.6	155.6	131.5
じょく瘡予防用具等	○		100.0	116.1	98.4	104.8	127.4
手すり・握りバー	○		100.0	81.1	97.9	114.7	121.0
歩行器・歩行車	○		100.0	100.0	91.7	116.7	116.7
段差解消機	○		100.0	78.6	78.6	85.7	101.8
電動車いす	○		100.0	110.5	105.3	105.3	94.7
車いす用品	○		100.0	104.3	95.7	95.7	91.3
ベッド	○		100.0	94.3	87.1	86.0	84.2
リフト	○	○(スリク*)	100.0	95.8	95.8	95.8	83.3
手動車いす	○		100.0	93.4	92.1	87.8	83.0
ポータブルトイレ		○	100.0	96.2	111.5	130.8	161.5
入浴用品		○	100.0	101.9	101.9	121.0	136.2

注1)1999年度を100とした場合の変化を示す。

2)表中\*は対象品目が内数に含まれており全体を示していない。